

## 第24回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成22年5月18日（火）14：30～16：30

会 場：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

出席者：渡委員長、宮本委員長代理、小林委員、根本委員、野田委員、米田委員、  
赤羽専門委員、有田専門委員、伊藤専門委員、石田専門委員、  
江口専門委員、嘉藤専門委員、滝口専門委員、土屋専門委員、  
野元専門委員、橋本専門委員

福田国土交通省成長戦略会議委員、杉元宣文氏（内閣官房国家戦略室）

事務局：小橋民間資金等活用事業推進室長、上田参事官、  
野澤補佐、武藤補佐、瀬戸山上席政策調査員

議事概要：

（1）中間的とりまとめ（案）について

○事務局より、資料1～3に基づいて説明。主な意見は下記のとおり。

### 【数値目標について】

（A委員）資料3をみると、各省庁へは、今後11年間の新規整備と維持管理・更新事業のトータルの事業規模がどの程度あり、そのうちPFIでどの程度行うのか、という質問をするべきだったのではないかと指摘された。

（J専門委員）PFIが伸び悩み、今後も直近は伸び悩みが予想されている現状であえて政策的に2倍という目標を掲げるのであれば、その目標を達成するための方策についても示されるべきだが、中間的とりまとめの本文からはそうした方向性は読み取れない。そうした中で内訳を無理に割り振っても実効性に欠ける。

（G専門委員）11年間の数値目標を達成するためには、次年度や3ヵ年の直近の目標をつくっていくことが必要。最終とりまとめでは、もう少し具体的なロードマップをつくってほしい。

（国土交通省）国土交通省では、できる限り財政資金に依存せずインフラの整備、維持をやるという大方針があり、それを実現するための制度的障壁を除去することを第一義的な命題として議論してきた。そのうえで、マニフェスト等を踏まえ目標は何かあったほうがよいという議論があり、積み上げで目標数値を設定することが難しい状況の中、政策的・政治的な議論を経て、今後10年間の努力目標として、2兆円という数値が決められた。

（A委員）中間的とりまとめの目的は国民に対してメッセージを発することにあるが、その内容が一般国民にはわかりにくいものとなっている。その中で数値目標が唐突に出てきており、なぜPFIを2倍にするのかという論理が極めてわかりにくい。PFIの生み出した効果と、国民生活や納税負担といった観点からどのような意味合いがあるかを明らかにした上で、目標を掲げないと説得力に欠ける。

### 【規制緩和等について】

(B委員)「特区制度の活用を図る」ことは、全国一律に係る規制をある特別の区域で緩和する手法であり、既存の施設の有効活用に限定されるべきではなく、規制緩和に関する全体の議論として位置づけられるもの。

(B委員) PFI施設の対象の見直しのところで、前文で「PFIを活用する範囲が限定されることがないようにするため」としているのであれば、見直しの対象を3つに限定するような記述は改めるべき。

(E専門委員) ユニバーサル・テストングは制度導入の初期段階で実施する類のものであると考えるが、日本ではすでに10年間の実績がある。仮に実施したとしても効果があるかは疑問であることに加え、コスト面でも自治体への負担が非常に重い。

(L委員) ①規制緩和のハについては、全ての事業についてPFI導入を検討すべきという趣旨ではなく、本来であればPFI手法がなじむであろう事業まで、PFI導入について全く検討がされないまま従来型の手法で実施されてしまうという問題を避けるべき、という趣旨からの記述である。

(B委員) ①規制緩和のハの記述は、今の文章だけ読むとあたかも国の地方に対する規制強化のように読めるため、修正すべき。

### 【コンセッション方式について】

(E専門委員) コンセッション方式の導入については、海外で破綻事例もあり、またリスクの高い事業をPFIで行うことについて否定的な意見もあるため、慎重に行われるべき。

(国土交通省) 国土交通省では、現段階ではあくまで制度論として議論をしている状況であり、個別のリスクの議論にまで至っていない状況。民間のノウハウや資金の活用によりインフラ整備、維持管理する手法のメニューの一つとして捉えている。

(G専門委員) 新たに財産権を作り出すには時間を要するが、米国では契約書によってコンセッション方式を実現している例がある。必ずしも財産権を作り出さなければコンセッションができないわけではない。できるだけ実現可能な方向で検討を進めてほしい。

(I専門委員) 新たに創設する財産権は、資金調達の際の担保化、許認可と営業権の一体性という特殊性、会計財務的な償却の問題に対応する一定の機能を満たすものとするという流れでこれまで議論してきたところ。今後もそういった形で検討を進めてほしい。

### 【地方公共団体への支援について】

(D委員)「支援体制の拡充」では責任の所在が曖昧である。データベースによる情報提供以上のサービスを提供するとなれば、そのサービスの内容を具体的に明記するべき。

(B委員) 国が地方公共団体からの相談に乗るときは、PFIだけでなく、他のPPPの手法も視野に入れながら相談をしていくべき。

### 【その他】

(A委員) 国が地方公共団体に補助金を支出する場合には、その補助金が最も効率的な形

で使われていることを担保するため、地方公共団体が従来型の手法を採用する場合は補助金をそのまま出すのではなく、PFIを含め様々な事業手法を検討しベストな手法を選択したということを確認した上で、補助金を支出すべき。

(C委員)「国家規模の大規模プロジェクト」は、1個か2個しかないような大規模なプロジェクトを連想させる。簡素化ができる小規模のPFIとの対比で考えれば、「相当程度の事業規模であるPFI」、という形で修正したほうがよい。

(F専門委員)モデルプロジェクトを設定する際は、運営段階の比重が高い事業や新しいタイプのPFI事業を含め、現行制度の問題点を洗い出してほしい。また、既存の箱モノタイプのPFI事業においても見逃されているような問題点があるかもしれない。

(G専門委員)資金調達の流動性を高めるため、近年フランスで実施されている「サービス対価の請求権の譲渡」という記述も加えて欲しい。

(H専門委員)リスクについては多寡ではなく種類が重要と考えるので、「リスク移転が少ないものであること」の記述は、修文か削除すべき。

(B委員)地域の既存施設の有効活用だけが、地域活性化のためのPFIではないため、③地域活性化の口の記述は修正してほしい。

(K専門委員)リスクの分析、リスクヘッジの記述も、現場のニーズが高いことから盛り込んでほしい。

○「中間的とりまとめ(案)」のとりまとめについては、委員長に一任された。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681